独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ハマキョウレックス	コード	9037
提出日	2026/5/26	異動（予定）日	2026/6/17
独立役員届出書の提出理由	監査役1名(社外)の任期満了による退任及び監査役１名(社内)の辞任に伴い、新たに２名の社外監査役を独立役員として指定するため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大津　善敬	社外取締役	○													○		有
2	森　猛	社外取締役	○													○		有
3	片田　須美子	社外取締役	○													○		有
4	影山　剛士	社外取締役	○													○		有
5	長谷川　晃史	社外監査役	○									△	△					有
6	森下　常則	社外監査役	○										○				新任	有
7	円谷　和正	社外監査役	○										△				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		大津善敬氏は、弊社の取引先である㈱静岡銀行の出身者であるが、以下の理由により独立性は確保できているため、独立役員として指定している。 ・企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い見識を有している。 ・退行から長期間(10年)が経過している ・弊社における、㈱静岡銀行からの借入は、借入総額の約25%を占めているが、資金繰には問題がなく、他行から資金調達も十分可能な財務状況である。また、弊社に子会社、関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係はなく、主要な取引先にも該当しない。 ・当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していない。 以上のことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断している。
2		森猛氏は、弊社の社外監査役在任期間において、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしている。また、財務・会計に関する相当程度の知識を有しており、監査を通じて弊社の業務内容に精通していることから適任と判断している。同氏は、弊社取締役就任前に、弊社と主要な取引関係にある企業へ勤めておらず、当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していない。以上のことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定している。
3	片田須美子氏は、弊社の取引先であるデロイトトーマツ税理士法人の出身者であるが、当該取引額は弊社の販管費及び一般管理費の1%未満であり、主要な取引先ではない。	片田須美子氏は、弊社の取引先であるデロイトトーマツ税理士法人の出身者であるが、以下の理由により独立性は確保できているため、独立役員として指定している。 ・過去企業経営に関与したことはないものの、税理士として高度な専門知識と豊富な実務経験に基づいた深い見識を有している。 ・デロイトトーマツ税理士法人と弊社は取引関係はあるが、主要な取引先に該当せず、子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係はない。
4		影山剛士氏は、財務省及び外務省の官僚として高度な専門知識と豊富な実務経験に基づく深い見識を有しているほか、静岡県湖西市の市長２期の任期で培われた、豊富な経験や当該知見を有していることから適任と判断している。 同氏は、弊社取締役就任前に、弊社と主要な取引関係にある企業へ勤めておらず、当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していない。以上のことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定している。

5	長谷川晃史氏は、弊社の取引先であるとぴあ浜松農業協同組合の出身者であるが、当該取引額は弊社の年間売上高の約1%であり、主要な取引先ではない。 また、とぴあ浜松農業協同組合は弊社の株式保有比率で上位の株主であるが、その保有割合は1%台であり、弊社に子会社、関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係はない	長谷川晃史氏は、弊社の取引先であるとぴあ浜松農業協同組合の出身者であるが、以下の理由により独立性は確保できているため、独立役員として指定している。 ・企業経営等の豊富な経験や実績、財務・会計に関する相当程度の知識を有している。 ・とぴあ浜松農業協同組合と弊社は取引関係はあるが、主要な取引先に該当せず、子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係はない。 ・当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していない。 以上のことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断している。
6	森下常則氏は、弊社の取引先である三農サービス株式会社の出身者であるが、当該取引額は弊社の年間売上高の1%未満であり、主要な取引先ではない。	森下常則氏は、弊社の取引先である三農サービス株式会社の出身者であるが、以下の理由により独立性は確保できているため、独立役員として指定している。 ・企業経営等の豊富な経験や実績、財務・会計に関する相当程度の知識を有している。 ・三農サービス株式会社と弊社は取引関係はあるが、主要な取引先に該当せず、子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係はない。 ・当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していない。 以上のことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断している。
7	円谷和正氏は、弊社の取引先である伊藤忠商事株式会社の出身者であるが、当該取引額は弊社の年間売上高の1%未満であり、主要な取引先ではない。	円谷和正氏は、弊社の取引先である伊藤忠商事株式会社の出身者であるが、以下の理由により独立性は確保できているため、独立役員として指定している。 ・企業経営等の豊富な経験や実績、監査業務の実務経験に基づく深い見識を有している。 ・伊藤忠商事株式会社と弊社は取引関係はあるが、主要な取引先に該当せず、子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係はない。 ・当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していない。 以上のことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断している。

４．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。
※6　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。